

令和 5 年 3 月 7 日

朝来市長 藤 岡 勇 様

第 7 期朝来市行財政改革推進委員会
会長 倉 田 良 樹

朝来市行財政改革推進の在り方について（中間答申）

令和 4 年 11 月 29 日付諮問第 8 号において朝来市行財政改革推進の在り方について諮問を受け、第 7 期朝来市行財政改革推進委員会にて市民視点及び専門的見地から慎重に審議を重ねました。令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とする第 4 次朝来市行財政改革大綱に基づき取り組む 2 点について、下記のとおり中間答申します。

第 3 次朝来市総合計画の将来像の実現に向けて、この答申を十分に尊重するとともに、今後も計画的に歳出削減を行いながら、健全な財政運営を推進されるよう期待します。

記

1 使用料、手数料改正に向けた方向性の確認について

(1) 審議概要

「使用料・手数料算定の基本方針」（第 5 期朝来市行財政改革推進委員会で検討、令和 2 年 2 月策定）に基づく、使用料及び手数料の改正について。

(2) 審議結果

「使用料・手数料算定の基本方針」に基づき、「受益者負担の公平性」、「算定方法の明確化」及び「減免対象の明確化」を図るため、算定結果に応じた適正な使用料及び手数料となるよう改正（増額及び減額改正）を行う方向性は、妥当である。

なお、使用料及び手数料の改正は、市民生活に大きく関係することであるため、市民への説明及び周知については、徹底を図りたい。

2 補助金の適正化に係る外部評価について

(1) 審議概要

次の 22 補助制度について、「補助金等適正化に関するガイドライン」に基づき、外部評価を行った。

【外部評価対象補助制度】

個人補助金及び団体補助金（事業費補助金ソフト事業）のうち、

- ①前回の外部評価以降（令和元年度～令和3年度）に制定された新規補助制度 12 補助制度
- ②前回の外部評価に基づいた改正等がなされていない補助制度及び実績が少ない等により外部評価が必要と判断した補助制度 10 補助制度

（2）審議結果

①総括

新たに制定された補助制度は、制度化される前に、「補助金等適正化に関するガイドライン」に基づき十分に庁内で整理されており、今後においても同ガイドラインに基づく事務推進を図られたい。

また、目まぐるしく変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくためには、定期的に補助事業の目的や内容が即しているか、効果が認められるかどうかを適宜判断していくことは重要である。そのためにも、補助の実施期間を明確に定め、定期的な検証が行われるよう、徹底を図られたい。

さらに、補助制度の趣旨など目指す方向性に向けて、補助金という手段が最適であるかといった補助制度の妥当性を確認するとともに、補助制度以外の効果的かつ効率的な推進方法がないかを検討されたい。

②個別評価

22 補助制度の個別評価は別紙のとおり。

継続	10 補助制度
改正	8 補助制度
廃止①	2 補助制度
廃止②	2 補助制度

※廃止① 補助制度として廃止するもの

廃止② 補助金等適正化に関するガイドラインに基づき、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討するもの